

(再評価)

資料 2-6-②

関東地方整備局
事業評価監視委員会
(平成26年度第4回)

常陸利根川 直轄河川改修事業

平成26年10月10日
国土交通省 関東地方整備局

河川事業

平成23年度		再評価																																
事業名(箇所名)	常陸利根川直轄河川改修事業	担当課	水管理・国土保全局治水課	事業主体	関東地方整備局																													
		担当課長名	森北 佳昭																															
実施箇所	茨城県土浦市、かすみがうら市、石岡市、小美玉市、行方市、鹿嶋市、稲敷市、美浦村、阿見町、神栖市、潮来市、鉾田市、千葉県香取市																																	
該当基準	再評価実施後一定期間(3年間)が経過している事業																																	
事業諸元	築堤、波浪対策、浸透対策等																																	
事業期間	平成24年度～平成53年度																																	
総事業費(億円)	約157	残事業費(億円)	約157																															
目的・必要性	<p><解決すべき課題・背景></p> <ul style="list-style-type: none"> ・常陸利根川(霞ヶ浦)は、湖特有の広い水面をもつことから台風通過等に伴う強風時に高波浪等が発生し、それに伴い越波を生じている。 ・常陸利根川(霞ヶ浦)は、戦後最大規模の洪水である平成3年10月の洪水に対し危険な箇所があることや、波浪に対し危険な箇所が多数ある。 <p>洪水実績: 平成3年10月洪水(床上浸水2棟、床下浸水21棟)</p> <p><達成すべき目標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・戦後最大規模である平成3年10月洪水時の浸水に対する安全度が確保されていない無堤区間において、湖岸堤の整備を進める。 ・既往の洪水時における最大風速による波浪に対し安全度が確保されていない区間において、破堤の危険性や背後地の状況を考慮し、波浪対策を進める。 <p><政策体系上の位置付け></p> <ul style="list-style-type: none"> ・政策目標: 水害等災害による被害の軽減 ・施策目標: 水害・土砂災害の防止・減災を推進する 																																	
便益の主な根拠	年平均浸水軽減戸数: 90戸 年平均浸水軽減面積: 161ha																																	
事業全体の投資効率性	基準年度	平成23年度																																
	B:総便益(億円)	175	C:総費用(億円)	91	B/C	1.9	B-C	84	EIRR(%)	9.8																								
残事業の投資効率性	B:総便益(億円)	175	C:総費用(億円)	91	B/C	1.9																												
感度分析	備考	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;"></th> <th style="width: 15%;">残事業(B/C)</th> <th style="width: 15%;">全体事業(B/C)</th> <th style="width: 15%;"></th> <th style="width: 15%;"></th> <th style="width: 15%;"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>残事業費(+10%~-10%)</td> <td>1.8 ~ 2.1</td> <td>1.8 ~ 2.1</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>残工期(-10%~+10%)</td> <td>1.9 ~ 2.0</td> <td>1.9 ~ 2.0</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>資産(-10%~+10%)</td> <td>1.7 ~ 2.1</td> <td>1.7 ~ 2.1</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>当面の段階的な整備(H24~H30): B/C=3.1</p>										残事業(B/C)	全体事業(B/C)				残事業費(+10%~-10%)	1.8 ~ 2.1	1.8 ~ 2.1				残工期(-10%~+10%)	1.9 ~ 2.0	1.9 ~ 2.0				資産(-10%~+10%)	1.7 ~ 2.1	1.7 ~ 2.1			
	残事業(B/C)	全体事業(B/C)																																
残事業費(+10%~-10%)	1.8 ~ 2.1	1.8 ~ 2.1																																
残工期(-10%~+10%)	1.9 ~ 2.0	1.9 ~ 2.0																																
資産(-10%~+10%)	1.7 ~ 2.1	1.7 ~ 2.1																																
事業の効果等	概ね20~30年間の整備により、浸水被害が軽減される。																																	
社会経済情勢等の変化	<ul style="list-style-type: none"> ・常陸利根川(霞ヶ浦)流域は、千葉県と茨城県2県にまたがり、上流部には土浦市、石岡市、下流部には神栖市、鹿嶋市、潮来市の市街地が形成されている。 ・常陸利根川(霞ヶ浦)は、戦後最大規模の洪水である平成3年10月の洪水に対し危険な箇所があることや、波浪に対し危険な箇所が多数あることから、引き続き常陸利根川直轄河川改修事業を推進し、災害の発生の防止又は軽減を図る。 																																	
事業の進捗状況	・戦後最大規模の洪水に対し浸水に対する安全性を確保するとともに、波浪に対し危険な箇所について危険性や背後地の利用状況を考慮し順次事業を進める。																																	
事業の進捗の見込み	・今後も、社会情勢等の変化に留意しつつ、流域の自然環境や景観に十分配慮し、地元関係者との調整を十分行い、事業を実施する。																																	
コスト縮減や代替案立案等の可能性	・近年の技術開発の進展に伴う新工法の採用等の可能性を探るなど、一層のコスト縮減に努める。																																	
対応方針	継続																																	
対応方針理由	<ul style="list-style-type: none"> ・当該事業は、現段階においても、その必要性は変わっておらず、引き続き事業を継続することが妥当だと考える。 ・戦後最大規模の洪水に対する危険箇所の解消及び波浪に対する安全性の向上を図るため、常陸利根川直轄河川改修事業により早急に整備を実施し、災害の発生の防止又は軽減を図ることが重要だと考える。 																																	
	<第三者委員会の意見・反映内容> 特に意見なし。																																	

その他

<茨城県の意見・反映内容>

常陸利根川(霞ヶ浦)は、主に湖面特有の強風による高波浪等による被害が生じている。については、沿川の安全・安心を確保する河川整備のさらなる促進を図るため、本事業の継続を要望する。更なるコスト縮減を図るとともに、地元の意見に配慮しながら、事業を進めていただきたい。

<千葉県の意見・反映内容>

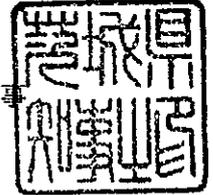
堤防は、一連の区間が整備されることによって洪水氾濫を防止する効果を発揮するから、事業効果が早期に発現するよう事業の促進に努めていただきたい。



河 第 377号
平成26年9月30日

国土交通省
関東地方整備局長 殿

茨 城 県 知 事



関東地方整備局事業評価監視委員会に諮る対応方針
(原案)の作成に係る意見照会について(回答)

平成26年9月19日付け国関整企画第138号により意見照会のあったこと
について、別紙のとおり回答いたします。



(再評価)

<茨城県>

【河川事業】

事業名	「対応方針(原案)」案※	茨城県知事の意見
利根川・江戸川直轄河川改修事業	継続	<p>利根川は、日本で最大の流域面積をもつ河川であり、中央防災会議においてもひとたび洪水が発生すれば甚大な被害が発生することが想定されています。つきましては、沿川の安全・安心を確保する河川整備の早期完成を図るため、本事業の継続を希望します。</p> <p>また、コスト縮減の徹底を強く求めるとともに、地元の意見に配慮しながら事業を進めていただくようお願いいたします。</p>
鬼怒川直轄河川改修事業	継続	<p>鬼怒川は、小貝川とともに本県の南西部を流れる河川であり、ひとたび洪水が発生すれば甚大な被害が発生することが予想されます。つきましては、沿川の安全・安心を確保する河川整備の早期完成を図るため、本事業の継続を希望します。</p> <p>また、コスト縮減の徹底を強く求めるとともに、地元の意見に配慮しながら事業を進めていただくようお願いいたします。</p>
小貝川直轄河川改修事業	継続	<p>小貝川は、鬼怒川とともに本県の南西部を流れる河川であり、ひとたび洪水が発生すれば甚大な被害が発生することが予想されます。つきましては、沿川の安全・安心を確保する河川整備の早期完成を図るため、本事業の継続を希望します。</p> <p>また、コスト縮減の徹底を強く求めるとともに、地元の意見に配慮しながら事業を進めていただくようお願いいたします。</p>
常陸利根川直轄河川改修事業	継続	<p>常陸利根川(霞ヶ浦)は、湖面特有の強風による波浪等による被害が発生しています。つきましては、沿川の安全・安心を確保する河川整備の早期完成を図るため、本事業の継続を希望します。</p> <p>また、コスト縮減の徹底を強く求めるとともに、地元の意見に配慮しながら事業を進めていただくようお願いいたします。</p>

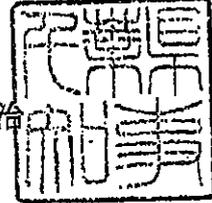
※貴県の意見を踏まえ、関東地方整備局事業評価監視委員会へ諮る対応方針(原案)を作成するためのものです。



県土政第655号
平成26年9月30日

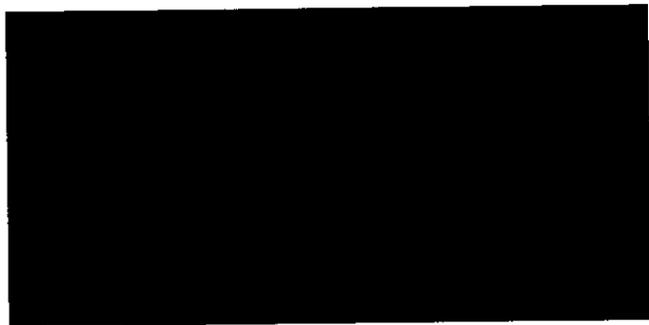
国土交通省関東地方整備局長 様

千葉県知事 鈴木 栄治



関東地方整備局事業評価監視委員会に諮る対応方針（原案）の
作成に係る意見照会について（回答）

平成26年9月19日付け国関整企画第138号で照会の
ありましたこのことについて、別紙のとおり回答いたします。



(再評価)

<千葉県>

【河川事業】

事業名	「対応方針(原案)」案 ※	千葉県知事の意見
利根川・江戸川直轄河川改修事業	継続	<p>利根川最下流に位置する本県にとって、上流でのダム等の洪水調節施設の整備と下流での河道の整備をバランスよく進めることが重要であることから、本事業の継続を要望します。</p> <p>江戸川左岸は、本県において最も人口・資産が集中した地域であり、また、利根川下流部には、無堤区間があることなどから、利根川・江戸川河川整備計画に基づき、早期に治水安全度の向上が図られるよう、地域の意見を聴きながら上下流左右岸のバランスに配慮し、引き続きコスト縮減に取り組み事業を進めていただきたい。</p>
常陸利根川直轄河川改修事業	継続	<p>堤防整備は、一連の区間が整備されることによって洪水氾濫を防止する効果を発揮することから、事業効果が早期に発現するよう効率的な事業の促進に努めていただきたい。</p>

※貴県の意見を踏まえ、関東地方整備局事業評価監視委員会へ諮る対応方針(原案)を作成するためのものです。